

別添利用料金表

・介護保険適用サービス

- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて利用者負担額を変更させていただきます。
- ※ 要介護認定申請中にサービスをご利用され、その後要介護状態区分が自立（非該当）と判定された場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。また、給付制限等がある場合にも、利用料の全額をいったんお支払いいただきます。給付制限等が解除された場合には、自己負担額を除いた金額が介護保険から払い戻される場合があります（償還払い）。償還払いとなる場合、保険給付の申請を行うために必要な「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 厚生労働省が定める方法によって端数処理を行う関係上、実際のご請求額とは若干の差異が生じる場合があります。

訪問介護（1回あたり）

単位：円

サービス内容	8 時～18 時				6 時～8 時				22 時～23 時			
					18 時～22 時							
身体介護 中心型	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割		1割	2割	3割
20 分未満	1,765	177	353	530	2,204	221	441	662	2,653	266	531	796
20 分以上	2,653	266	531	796	3,317	332	664	996	3,980	398	796	1194
30 分以上	4,215	422	843	1265	5,275	528	1,055	1583	6,323	633	1,265	1897
1時間以上	6152	616	1,231	1846	7,693	770	1,539	2308	9,234	924	1,847	2771
1 時間半以上 (30 分増す毎に加算)	888	89	178	267	1,112	112	223	334	1,337	134	268	402

単位：円

サービス 内容	8 時～18 時				6 時～8 時			22 時～23 時				
生活援助 中心型	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1 割	2 割	3割		1 割	2 割	3割		1 割	2 割	3割
45 分未満	1,936	194	388	581	2,418	242	484	726	2,910	291	582	873
45 分以上	2,386	239	478	716	2,985	299	597	896	3,584	359	717	1076

単位：円

サービス 内容	8 時～18 時				6 時～8 時			22 時～23 時				
身体介護に引き続き 生活援助を行う場合	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1 割	2 割	3割		1 割	2 割	3割		1 割	2 割	3割
20 分以上	706	71	142	212	888	89	178	267	1,059	106	212	318
45 分以上	1,412	142	283	424	1,765	177	353	530	2,118	212	424	636
70 分以上	2,118	212	424	636	2,653	266	531	796	3,177	318	636	954

単位：円

サービス内容	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
緊急時訪問介護加算	1,070	107	214	321
生活機能向上連携加算	1,070	107	214	321

※重介護等でホームヘルパーが二人訪問の場合は、利用者様に同意を得た上で、上記の料金の 2 倍になります。

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	※

※ 1 ヶ月の利用料金の 13.7% が加算されます。

介護予防・日常生活支援総合事業（１ヶ月あたり）

単位：円

サービス内容	要支援 1				要支援 2			
介護予防	利用料	利用者負担額			利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割		1割	2割	3割
週 1 回程度の利用	12,497	1,250	2,500	3750	12,497	1,250	2,500	3750
週 2 回程度の利用	24,984	2,499	4,997	7496	24,984	2,499	4,997	7496
上記を超える利用					39,632	3,964	7,927	11890

単位：円

サービス内容	利用料	利用者負担額		
		1割	2割	3割
初回加算	2,140	214	428	642
生活機能向上連携加算	1,070	107	214	321

※介護予防訪問介護の利用料金は１ヶ月毎の定額制になっています。よって、計画に定めた日数に増減があった場合や月途中での利用開始や終了でも日割り計算は出来ません。

但し、下記の場合、例外的に日割り計算を行ないます。

- 1 月途中で要介護から要支援、又は要支援から要介護に変更になった場合
- 2 同一保険者管内で転居等により事業所を変更した場合
- 3 月途中で要支援度が変更となった場合

	利用者負担額
介護職員処遇改善加算	※

※１ヶ月の利用料金の **13.7%** が加算されます。

※経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容について、変更を行なう１ヶ月前までに文章にてご連絡させていただきます。